

令和5年第2回日高市農業委員会議事録

| | | | | | | |
|------|--------------|-------|-----|------|--------|-----|
| 開催月日 | 令和5年1月25日(水) | | | | | |
| 開催場所 | 日高市役所 301会議室 | | | | | |
| 開催時刻 | 午後1時30分 | | | | | |
| 閉会時刻 | 午後2時40分 | | | | | |
| 議長 | 福井 一洋 | | | | | |
| | 議席番号 | 氏名 | 出欠席 | 議席番号 | 氏名 | 出欠席 |
| 農業委員 | 1 | 吉原 一雄 | 出席 | 8 | 福嶋 輝幸 | 出席 |
| | 2 | 道谷 淳史 | 出席 | 9 | 清水 典子 | 出席 |
| | 3 | 瀬良 早苗 | 出席 | 10 | 松田 浩幸 | 出席 |
| | 4 | 島村 実 | 出席 | 11 | 鳴河 のり子 | 出席 |
| | 5 | 金子 純子 | 出席 | 12 | 小岩井 義則 | 出席 |
| | 6 | 横田 拓也 | 出席 | 13 | 森谷 進 | 出席 |
| | 7 | 梅澤 三子 | 出席 | 14 | 福井 一洋 | 出席 |

| | |
|---------|---|
| 議事関係出席者 | なし |
| 事務局 | 事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝 |
| 傍聴人 | なし |
| 議事 | <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>その他</p> |

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、3番、4番にお願いします。

日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

場所は、〇〇通りの、〇〇の交差点を約400m南に進んだ所を〇〇方向に右折し、約200m進んだ右手になります。状況については、耕耘後に少し草が生えた状態でした。

譲受人は、入間市在住の農家です。農業従事日数につきましては、年間180日です。譲受人以外に、二男の〇〇も農業に従事しており、農業従事日数は年間250日です。

申請地の作付けはオリーブを計画しています。申請地を挟んで両隣の農地は、約5年前からオリーブが作付けされています。農機具等はトラクター1台、耕運機1台、フォークリフト1台を所持しています。生産したオリーブは加工品とすることを計画していますが、現在は、販売までに至っていないことです。

所有している農地のうち5,338㎡は、オリーブが作付けされています。また、公図の写しにある〇〇-1から北の農地約25,000㎡は保全管理のみとなっていますが、数年に一度の大雨で河川が氾濫すると、水に浸ってしまい耕作に適していない場所であるとのこと。このことから、全部効率利用要件には、該当していると考えられます。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。

1番について、事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

場所は、国道299号の〇〇の交差点から、約1km〇〇方面へ進んだ所を左折し、約60m進んだ左手になります。申請地の状況は、管理されていない茶

畑で、周りには木も生えており、休耕地となっています。

譲受人は、東京に本社を置き、自然エネルギーを利用した発電施設の運営事業等を行う事業者です。国の政策として進められている地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及を担い、温室効果ガスの削減に取り組むことで、電力自給率の改善に寄与することを事業目的としています。

発電施設を設置する土地の選定については、農地及び山林以外を優先して埼玉県北部及び西部地区方面で検討し、秩父郡皆野町や本庄市、熊谷市、深谷市、日高市の6カ所の候補地がありましたが、形状が発電設備の設置に適さないことや土地所有者との話がまとまらなかった等、条件に見合う土地が見つからず、やむを得ず農地を選択しています。譲渡人との交渉では、譲渡人が農地の管理ができず困っていたとのことでした。

なお、設置する太陽光パネルは236枚、周囲にフェンスを設置する計画です。

申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的は妥当であると思われます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

1番

山林や農地で優先順位があるのでしょうか。

事務局

農業委員会としては、まず、山林や雑種地等の農地以外の地目を検討するように案内しています。

1番

太陽光発電に対して、農業委員会としての許可基準はあるのでしょうか。

事務局

許可については、農地法上の判断がされます。農業委員会の立場としては、太陽光発電設備が設置された際の、周辺農地への影響があるかどうか等を審議いただき、農地への支障がないと判断できれば、許可相当として県に進達するような形となります。特別に太陽光発電について、基準があるわけではありません。

1番

了解しました。

4番

休耕地ということで、農地転用後は管理されることで、周辺農地への悪影響が出なくなるという考え方もできるのではないのでしょうか。

8番

今後も太陽光発電の農地転用は多く出てくるように想定されます。耕作放棄地だから認めると考えてしまうのではなく、今後のためには、太陽光発電への農地転用単独の基準、条件があった方がいいのではないかと感じています。そのような対応をしていかないと、どんどん案件が増えてきてしまうことが心配されます。営農型の太陽光発電のような一時転用だけを許可ということはできないのでしょうか。

事務局

実際、日高市では、市の特徴である自然を保全していこうということで、日和田山や物見山、高指山等の高麗地区の「山林」に関しては条例で規制を行っています。ただ、農地に関しては、資材置場への許可と近い考えになっています。ただ、太陽光発電の農地転用が急増してしまうことは、危惧しています。現状では、農地法に則り判断していくしかない状況です。

| | |
|------|--|
| 8 番 | 資材置場に関しては、必要性について判断できるが、太陽光の必要性をどう判断したらいいかが難しいですね。 |
| 事務局 | 国が再生エネルギー事業を推進している状況であり、地目は関係ないため、どうしても土地が安い農地が狙われてしまっています。農地を守るという観点では、農業振興地域内農用地に関しては、太陽光発電目的の除外が認められていないため、そこは守ることができています。また、許可権者は県であるため、農業委員会としては意見しか付けられないということもあり、許可の規制までするととなると難しくなります。 |
| 8 番 | 一般的に、周辺住民は、太陽光発電を歓迎しているのでしょうか。 |
| 事務局 | 耕作放棄地がきれいになるということで歓迎する方もいれば、騒音や景観が変わることへの抵抗を示す方等、それぞれ意見はあるかと思われます。 |
| 13 番 | 農家としては、借りている農地が貸してもらえなくなり、話を聞くと太陽光発電を行う予定であるとのことであり、そのようなことが現に増えてきており、どうにかならないものかと感じています。 |
| 事務局 | 今回の太陽光発電とは異なりますが、営農型の太陽光発電については、下部の営農を適正に行っていない場合には、指導できることになっています。 今後、太陽光発電事業について、何か対策をしていく必要があると考えています。 |
| 議長 | その他、質疑がありましたらお願いします。 |
| 委員 | ありません。 |
| 議長 | 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。 |
| 事務局 | 続きまして、2 番について、事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 |
| 事務局 | 場所は、〇〇公会堂から、南西方向に道を約 200m 進んだ左手になります。申請地の隣の〇〇-1 は既に太陽光発電設備が設置されています。状況は、2m 程の枯れ草が一面に生えている状態でした。 |
| 事務局 | 譲受人は、東京に本社を置き、自然エネルギーを利用した発電施設の運営事業等を行う事業者です。事業者は、国の政策として進められている地球温暖化対策として再生可能エネルギーの普及を担い、温室効果ガスの削減に取り組むことで、電力自給率の改善に寄与することを事業目的としています。 |
| 事務局 | 発電施設を設置する土地の選定については、農地及び山林、雑種地から検討し、深谷市や東松山市、大里郡寄居町、熊谷市、日高市の 6 カ所の候補地がありましたが、形状が発電施設の設置に適さないことや土地所有者との話がまとまらなかった等、条件に見合う土地が見つからず、やむを得ず農地を選択しています。 |
| 事務局 | なお、設置する太陽光パネルは 188 枚、周囲にフェンスを設置する計画で |

議長

1番

事務局

議長

委員

議長

委員

議長

す。

申請地の農地区分は第2種農地となり、計画目的は妥当であると思われ
ます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い
します。

申請地の東側の農地所有者は、申請地と同じ所有者でしょうか。同意が
得られていれば良いのですが、〇〇番の農地所有者が農地に入れなくなっ
てしまうことが心配されます。

〇〇番の土地所有者からは、隣接農地のため、同意を得る必要があり、同
意が得られています。

その他、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第5号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農
用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局より申請地及び申請人の状況について、説明をお願いします。

事務局

場所は、県道川越日高線の〇〇の前にある信号から北に300m程進んだ道
の両側となっています。状況としては、小麦が作付けされていました。

借受人は令和2年6月に新規就農した農業者です。農業従事日数は300日、
申請地では、ごま、小麦を栽培する計画とのことです。農地を集積して経営
拡大を目的としています。

申請地は、今月末まで他の法人が利用権設定していた場所ですが、更新し
ないとのことで借受人がその農地を借りることとなっています。収穫したご
ま等の販路は、直売所やパルシステムへの出荷、個人での通販を予定してい
ます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願い
します。

4番

事務局

地目が田もありますが、どうなのでしょう。

現状としては、畑地化されています。

議長

その他、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営
基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と
いうことでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

日程第5 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

はじめに事務局より評価基準について、説明をお願いします。

事 務 局
議 長
3 番

<資料に基づき説明>

事務局より説明がありましたが、質疑、意見がありましたらお願いします。こちらの農地利用最適化推進委員の任期は、農業委員と同じなのでしょうか。

事 務 局

始期は約半月ずれていますが、終期は両委員ともに令和8年1月16日までとなっています。

議 長
委 員
議 長

その他、質疑、意見がありましたらお願いします。

ありません。

意見等がないようでしたら、この評価基準で委嘱者を選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。それでは、この基準に基づいて、委嘱者を選出したいと思います。

事務局より農地利用最適化推進委員の候補者について説明をお願いします。

事 務 局
議 長

<説明>

ただいま、事務局から候補者の説明がありましたが、公募の結果、担当区域1から6について、各々1名となっているため、区域ごとに、その1名を選出することになります。

各候補者を選出することについて、意見等がありましたらお願いします。

8 番

〇〇氏につきまして、何年か前には区長もされており、現在も登下校のパトロールにも積極的に参加され、地域では頼りにされています。

議 長
委 員
議 長

その他、意見等がありましたらお願いします。

ありません。

意見等がないようでしたら、担当区域1については「〇〇氏」、担当区域2については「〇〇氏」、担当区域3については「〇〇氏」、担当区域4については「〇〇氏」、担当区域5については「〇〇氏」、担当区域6については「〇〇氏」以上の6名を農地利用最適化推進委員として委嘱することによろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。選出した6名を農地利用最適化推進委員に委嘱することで決しました。

農地利用最適化推進委員については、2月1日に委嘱式を行い、2月の総

会から出席をしていただく予定です。
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 事 録 署 名 委 員
